

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案参照条文

目次

[illegible]

○ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）（抄）

- 第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ
- 第六条 砂防設備ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルトキ、其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキ、其ノ工事至難ナルトキ又ハ其ノ工費至大ナルトキハ国土交通大臣ハ之ヲ管理シ、其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲ為スコトヲ得
- 2・3 （略）

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（指定）

第四十一条 （略）

2 （略）

- 3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

4 （略）

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつてゐるもの
- 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路

二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路

三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路

四 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号の一に規定する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路

2ゝ7 （略）

（道等の特例）

第八十八条 （略）

2 国土交通大臣は、前項の規定により国が道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で、維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で政令で定める割合以上の負担を行なう場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の権限の全部又は一部を行なうことができる。

3 （略）

○ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（二級河川）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2ゝ7 （略）

（道の特例）

第九十六条 道の区域内の河川については、この法律の規定にかかわらず、河川の管理に要する費用の負担、河川管理者の権限、流水占用料等の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めをすることができる。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第二十条 （略）

2（略）

5 厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。

6（略）

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 前項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

3 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

4 この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（医療機関の指定）

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局についてはその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院、診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）若しくは薬局又は医師若しくは歯科医師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（介護機関の指定等）

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しく

は介護療養型医療施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2・3 (略)

4 第五十条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、第五十三条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（大都市等の特例）

第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該官吏若しくは当該吏員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

第八条 (略)

2・19 (略)

20 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」とは、地域密

着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

21
23 (略)

24 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

25 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

26 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養病床等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の病床のうち認知症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入院する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

○ 商工會議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）

（定款記載事項）

第二十五条 定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

一・二 (略)

三 事業

四・五 (略)

六 会員たる資格に関する事項

七・十一 (略)

十二 役員に関する事項

十三 議員に関する事項

十四（略）

（議員総会の決議事項）

第四十六条（略）

2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 （略）

（解散）

第六十条（略）

2 会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

3 解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 （略）

（会員総会）

第七十三条（略）

2（略）

5 第十七条第二項から第五項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条の二及び第四十九条の三の規定は会員総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十六条第四項中「第二十七条第二項及び第三項並びに」とあるのは、「第二十七条第二項（第四号を除く。）及び」と読み替えるものとする。

（解散及び清算）

第七十八条（略）

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第四十六条第二項（第七十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十条第二項（第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三（略）

○ 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）（抄）

（調理師の免許）

第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

2
（略）

○ 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）

（養育医療）

第二十条 （略）

2・4 （略）

5 厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局についてその開設者の同意を得て、第一項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。

6・7 （略）

（大都市等の特例）

第二十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（危険猟法の許可）

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。
3 環境大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る鳥獣の捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一 鳥獣の捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
二 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

5 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、危険猟法許可証を交付しなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の危険猟法許可証（以下単に「危険猟法許可証」という。）を亡失し、又は危険猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、危険猟法許可証の再交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者は、危険猟法により鳥獣の捕獲等をするときは、危険猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

9 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、危険猟法許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した危険猟法許可証）を、環境大臣に返納しなければならない。

一 第十一項の規定により許可が取り消されたとき。

二 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。

三 第七項の規定により危険猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した危険猟法許可証を発見し、又は回復したとき。

10 環境大臣は、第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等をした者又は第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、危険の予防のため必要があると認めるときは、鳥獣の捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

11 環境大臣は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、危険の予防のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十条第一項、第二十五条第六項又は第三十七条第十項の規定による命令に違反した者

四・六 (略)

2・3 (略)

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第五項又は第三十七条第五項の規定により付された条件に違反した者

二・七 (略)

2 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第十項若しくは第十一項、第十五条第八項若しくは第九項、第十八条、第二十一条第一項、第二十四条第七項若しくは第八項、第二十五条第五項、第三十五条第九項若しくは第十項、第三十七条第八項若しくは第九項、第五十四条、第六十二条第一項又は第六十五条の

規定に違反した者
二〇十（略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

2〇8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

10〇17（略）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

十二 結核の予防に関する事務

十三 都市計画に関する事務

十四 土地区画整理事業に関する事務

十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することと比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 中核市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（特例市の権能）

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することと比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2 特例市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四 (略)

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。
十六 九十九 (略)

○ 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）（抄）

（設置）

第一条 (略)

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一・二 (略)

三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付（略）

3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に關する事業

四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該當する事業

4 (略)

(治水勘定の歳入及び歳出)

第四条 (略)

2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一・二 (略)

三 第一条第二項第三号に規定する事業に係る国の負担金及び補助金

四・七 (略)

(一般会計からの繰入れ)

第七条 直轄治水事業に関する費用及び第一条第二項第四号に規定する事業に係る交付金で国庫が負担するもの、第一条第二項第二号に規定する事業、工事又は事務に関する事務費、同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金の額に相當する金額は、毎会計年度、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

2・3 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 五 (略)

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第一百十一条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第五項第一号中「、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三の三 (略)

三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第

針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

四 六十一 (略)

号) 第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方